

岩手県における東日本大震災津波からの復旧・復興について

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波から4年が経過しました。

本県では、マグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命が奪われました。そして、今なお多くの方が応急仮設住宅等での不自由な生活を強いられています。

時の経過とともに、この大災害について報じられる機会が減少するなど、大震災津波の風化が懸念されています。犠牲になられた方々の遺志に報いるためにも、我々は東日本大震災津波の惨状やその経験の中で得られた教訓を改めて心に刻み、後世に伝えていくという使命を果たしていかなければなりません。

2. 復興計画の策定

岩手県では、東日本大震災津波の発災直後から、市町村等と連携し、道路啓開、ガレキ処理、避難所の設置や応急仮設住宅の建設などにオール岩手で対応してきました。

そして、被害の著しかった沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、平成23年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定しました。

この計画では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とし、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げています。

また、安全で安心な防災都市・地域づくり、被

災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、岩手県の基幹産業である水産業の再生など、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示しました。

岩手県では、「二度と津波による犠牲者を出さない」との思いのもと、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型のまちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。

3. 現状と課題

東日本大震災津波の発災からこれまでの間、全国の都道府県、市町村からの応援職員の派遣を含む支援に感謝申し上げます。応援職員のみなさんの尽力もあり、被災地の復興は着実に進んでいます。平成26年3月末には災害廃棄物の処理を終了することができ、4月には三陸鉄道が全線で運行を再開しました。

国においては、被災した沿岸部を縦につなぐ三陸沿岸道路等の整備を復興のリーディングプロジェクトとして、かつてないスピードで事業を進め、震災後に新規事業化された県内の復興道路は平成26年8月までに全て着工となりました。

また、平成26年12月までに海岸保全施設の約9割、災害公営住宅の約6割が着工しています。

平成27年度は、復興事業のピークを迎えます。乗り越えなければならない課題は、さまざまありますが、「復興の量」をしっかりと確保しつつ、「復興の質」も高めて、「本格復興」に向かって邁進します。

岩手県知事 **たっ そ たく や**
達 増 拓 也



(1) 財源・マンパワーの確保

東日本大震災津波からの復興を強力に推進するためには、財源及びマンパワーの確保が重要であり、国に対しては、集中復興期間が終了する平成28年度以降の復興財源の確保を強く求めているところです。また、復興事業の最盛期となる平成27年度は、技術者や用地取得業務を担う人材など、これまで以上に専門的知識を有する人員が必要となっています。

(2) 住宅の再建

被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等がピークを迎えるなか、被災者の持ち家再建が円滑に進むように、住宅再建に係る人手不足等の解消を図る必要があります。このため、「工務店紹介支援」、「職人融通支援」、「資材確保支援」の3つをマッチングさせ、被災者の方に工務店を紹介するとともに、事業者の間で職人や資材を融通する「岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度」を平成26年6月に創設しました。今後、全国の事業者がマッチングサポート制度に参加が可能となるよう運用拡大に取り組みます。

また、沿岸被災地における宿泊施設不足の解消を図るため、被災地で住宅再建に係わる工事施工者の宿泊施設として、空室となった応急仮設住宅を用途廃止し無償貸与しています。

(3) 事業用地の確保

防潮堤等の整備に必要な事業用地の取得予定地には、相続未処理や多数共有等の懸案箇所が多く存在しているため、その取得手続に膨大な時間と労力が必要となっています。このため、用地交渉

の外部委託や弁護士等の専門家の活用等の取組みを実施し、円滑かつ迅速な用地取得に努めてきました。

また、県や沿岸市町村復興期成同盟会等の働きかけにより、平成26年5月に「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」が成立しました。12月には、宮古市内の防潮堤の事業において、改正法による特例制度を活用した初めての緊急使用許可申立てを行いました。

今後も県のみならず市町村で実施する事業についても特例制度を活用し、円滑かつ迅速な事業用地の取得に取り組みます。

4. おわりに

岩手県沿岸部は、これまで、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波など、何度も大きな自然災害に見舞われてきました。しかし、先人は決してくじけず、これらの苦難を乗り越えてきました。今回の大災害からの復興も平坦な道のりではありませんが、岩手は必ず復興します。

平成28年には、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が開催されます。「復興のシンボル」として復興の力となる大会をめざし、「県民との協働」を基本に、県民の総力を結集して開催すべく準備を進めています。「オール岩手」で、全国のみなさまを心のこもった温かいおもてなしでお迎えし、大震災津波からの復興に向かって力強く前進する本県の姿を見ていただき、全国からの御支援に対する感謝の気持ちをしっかりと伝えたいと思います。